

議員提出第5号議案

加東市議会基本条例の一部を改正する条例制定の件

加東市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月24日提出

加東市議会議会運営委員会

委員長 長 谷 川 幹 雄

加東市条例第 号

加東市議会基本条例の一部を改正する条例

加東市議会基本条例（平成30年加東市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (2) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
(議員の活動原則)	(議員の活動原則)
第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならな	第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならな

い。 (1)・(2) [略] 〔新設〕 <u>(3)</u> [略]	い。 (1)・(2) [略] <u>(3) 情報の発信に際しては、内容の正確性はもとより、その影響力を認識するとともに公平性及び個人のプライバシーに十分配慮すること。</u> <u>(4)</u> [略]
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。